別表１（養護老人ホーム）

加算対象者の要件等　　【老人福祉施設】

	加算の種類	加算対象者の要件	支援の内容	備考
養護老人ホーム	重度者加算	次のいずれかの状態である者。 ア　入所者のうち老人保護措置費に係る障害者等加算の対象者（要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者）として区市町村長が適当であると認めた者（アルコール中毒患者、知的障害者等であって、援護を必要とする者等）。 イ　アと同等以上の援護を要する者として施設長が認めたもの（アルコール中毒患者、知的障害者等であって、援護を必要とする者等）。 ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護の利用者を除く。	重度者に対する必要な支援を実施すること。	
	通院同行加算	次のいずれかの状態にあり、医師の診断に基づき医療機関への通院が必要な者のうち、付き添いが必要であると施設長が認め、通院同行等を実施したもの。 ア　入所者のうち老人保護措置費に係る障害者等加算の対象者（要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者）として区市町村長が適当であると認めた者（アルコール中毒患者、知的障害者等であって、援護を必要とする者等）。 イ　アと同等以上の援護を要する者として施設長が認めたもの（アルコール中毒患者、知的障害者等であって、援護を必要とする者等）。 ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護の利用者かつ協力医療機関への通院同行を除く。	次の支援を実施すること。 ①医療機関への付添い ②医療機関等との連携した支援	回数の算定単位は日単位とし、1日において複数回通院同行等を実施した場合も1回と算定する。
	介護予防加算	重度者加算の対象者でない者で、介護予防に係る支援が必要であると施設長が認め、各施設が定める介護予防計画に基づく支援を実施したもの。 ただし、要支援、要介護該当者を除く。	年度当初に各施設が定める介護予防計画に基づき、継続的に次のいずれかの支援を実施すること。 ①転倒予防体操 ②健康体操 ③外出支援（散歩会の実施） ④歩行訓練 ⑤音楽療法 ⑥介護予防勉強会 ⑦その他必要な支援	各施設が定める介護予防計画には、以下の事項を網羅すること。 ・実施する支援内容（＝介護予防メニュー）の名称、目的、概要 ・年間スケジュール（施設全体の計画） ・介護予防実施モデル（週間スケジュール・効果）
	無年金者処遇加算	都内養護老人ホームに措置されている高齢者で、必要な支援を実施した者。 ただし、次の者を除く。 ①公的年金の受給者で、公的年金月額が無年金者処遇加算の額と同額以上の者。 ②公的年金の受給権者で、所得制限により支給停止中の者。 ③措置を受けている高齢者で、老人福祉法第２８条の規定により当該本人が費用を徴収されている者。	対象者１人あたり１２，０００円（公的年金を受給している場合は、１２，０００円と公的年金月額の差額）を支給すること。	

別表１（軽費老人ホーム）

加算対象者の要件等　　【老人福祉施設】

	加算の種類	加算対象者の要件	支援の内容	備考
軽費老人ホーム	重度者加算	入所者のうち要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として施設長が認めたもの（アルコール中毒患者、知的障害者等であって、援護を必要とする者等）。	重度者に対する必要な支援を実施すること。	
	通院同行加算	入所者のうち要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者（アルコール中毒患者、知的障害者等であって、援護を必要とする者等）で、医師の診断に基づき医療機関への通院が必要なもののうち、付き添いが必要であると施設長が認め、通院同行等を実施したもの。	次の支援を実施すること。 ①医療機関への付添い ②医療機関等との連携した支援	回数の算定単位は日単位とし、1日において複数回通院同行等を実施した場合も1回と算定する。
	介護予防加算	重度者加算の対象者でない者で、介護予防に係る支援が必要であると施設長が認め、各施設が定める介護予防計画に基づく支援を実施したもの。 ただし、要支援、要介護該当者を除く。	年度当初に各施設が定める介護予防計画に基づき、継続的に次のいずれかの支援を実施すること。 ①転倒予防体操 ②健康体操 ③外出支援（散歩会の実施） ④歩行訓練 ⑤音楽療法 ⑥介護予防勉強会 ⑦その他必要な支援	各施設が定める介護予防計画には、以下の事項を網羅すること。 ・実施する支援内容（＝介護予防メニュー）の名称、目的、概要 ・年間スケジュール（施設全体の計画） ・介護予防実施モデル（週間スケジュール・効果）

別表２（養護老人ホーム）

申請時期等　　【老人福祉施設】

	加算の種類	申請時期	申請様式	申請書附属様式	施設に備える関係書類	報告書様式	報告書附属様式	備考
養護老人ホーム	重度者加算	４月３０日 なお、申請後に心身の状況変化等により変更を要する場合は、変更交付申請書類の提出日	様式１	添付資料１	①対象者名簿 ②ケース記録	様式３	添付資料１	
	通院同行加算	３月５日	様式２	添付資料２	①対象者名簿 ②通院同行記録 ③受診を証明する資料 （診察券、診断書など）	様式３	添付資料２	３月分については、見込みで申請すること。
	介護予防加算	３月５日	様式２	添付資料３	①対象者名簿 ②介護予防実施記録	様式３	添付資料３	３月分については、見込みで申請すること。
	無年金者処遇加算	３月５日	様式２	添付資料４	①対象者名簿 ②支払記録 （受給者の受領印が確認できるもの）	様式３	添付資料４	３月分については、見込みで申請すること。

別表２（軽費老人ホーム）

申請時期等　　【老人福祉施設】

	加算の種類	申請時期	申請様式	申請書附属様式	施設に備える関係書類	報告書様式	報告書附属様式	備考
軽費老人ホーム	重度者加算	４月３０日 なお、申請後に心身の状況変化等により変更を要する場合は、変更交付申請書類の提出日	様式１	添付資料１	①対象者名簿 ②ケース記録	様式３	添付資料１	
	通院同行加算	３月５日	様式２	添付資料２	①対象者名簿 ②通院同行記録 ③受診を証明する資料 （診察券、診断書など）	様式３	添付資料２	３月分については、見込みで申請すること。
	介護予防加算	３月５日	様式２	添付資料３	①対象者名簿 ②介護予防実施記録	様式３	添付資料３	３月分については、見込みで申請すること。